

《鳴門市農業委員会 2月総会 議事録》

開催日時 令和4年2月25日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	16番	藤江 厚子
17番	藤本 詳治	18番	増金 義文	19番	松浦 秀樹
20番	向 栄治				

欠席委員

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	2件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	3件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件
④農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	3件
⑥農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年2月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局次長代理 ご紹介いただきました、北野次長の代理で、本日進行をさせていただきます山崎と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員0名、欠員1名であり、過半数に達しております。

よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。

議事録署名人は、8番 竹村委員、10番 中井委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転 2件

谷口会長 まず、申請番号1番について質問・ご意見等あればお願いします。

質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

申請番号1番について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、申請番号1番については原案どおり承認といたします。

次に、申請番号2番については、●●委員が代表を務める法人に関する案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

【●●委員 一時退席】

谷口会長 それでは、申請番号2番について、質問・ご意見等あればお願いします。
質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。申請番号2番について、先ほどの説明のとおり承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、申請番号2番については原案どおり承認といたします。本案件の審議が終了しましたので、●●委員の入室をお願いします。

【●●委員 着席】

谷口会長 以上で『議案第1号』につきましては全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

向委員 20番。譲受人は現在、鳴門町で甘藷、大根及びらっきょうを栽培している農家です。
申請地については、取得後にらっきょうを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

平瀬委員 14番。譲受人は現在、甘藷及び大根を栽培している農家です。
申請地には果樹が栽培されており、取得後も継続して栽培を行う計画となっております。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 7件>
 ・申請番号1～7について申請内容説明

事務局長 なお、申請番号3番と4番ならびに6番と7番につきましては、それぞれ関連がございます
ので、一括して説明をお願いします。
5番につきましては、第1種農地の転用関係にありますので、本日の審議ののちに、徳島県
農業会議の諮問案件になりますので、よろしくをお願いします。

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いいたします。

向委員 20番。申請地は、鳴門東小学校から北北東に位置する農地です。
譲渡人は、申請地を長らく耕作していませんでした。
この度、ホテル駐車場の拡張を計画していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申
請となりました。
事業計画では、表土を除去した後、アスファルトで舗装します。
排水については雨水のみであり、既設の排水施設にて処理する計画で、付近の水路等を管理
する野実行組の同意を得ておりますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局長 申請地は、鳴門東小学校から北北東へ約520mに位置しており、山林などに囲まれた10
ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

譲渡人は、申請地を長らく耕作していませんでした。この度、ホテル駐車場の拡張を計画していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和3年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、表土を除去した後、アスファルトで舗装します。

排水については雨水のみであり、既設の排水施設にて処理する計画で、付近の水路等を管理する野実行組の同意を得ております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

平瀬委員

14番。申請地は、鳴門市学校給食センターの南西に位置する農地です。

借人は、申請地の南側で農産物直売所を運営しています。現在の駐車場が手狭になったため、申請地を賃貸することで貸人と話がまとまり、今回の申請になりました。

事業計画では、表土を撤去した後、山土にて埋め立てし、アスファルトで舗装します。

排水については雨水のみであり、既設の排水施設を利用して処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局長

申請地は、鳴門市学校給食センターから南西へ約480mに位置しており、周囲を宅地や大代谷川に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

借人は、申請地の南側で農産物直売所を運営しています。現在の駐車場が手狭になったため、申請地を賃貸することで貸人と話がまとまり、今回の申請になりました。

なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和3年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、表土を撤去した後、山土にて埋め立てし、アスファルトで舗装します。

排水については雨水のみであり、既設の排水施設を利用して処理します。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認といたします。
次に、申請番号3番及び4番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

竹村委員 8番。申請地は、JR池谷駅の北西に位置する農地です。
借人は貸人の子と孫です。現在は3世代で同居しており、手狭になってきたため専用住宅の建設を計画したところ、実家の近くにある申請地が適当であると判断し、今回の申請となりました。
造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については浄化槽から集水枡を経由し、申請地南側にある既設水路に放流する計画で、地元水利組合の同意も得ておりますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局長 申請地は、JR池谷駅の北西へ約700mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当します。
借人は貸人の孫であり、現在は実家にて3世代で住んでおり、手狭になってきたため専用住宅の建設を計画したところ、実家から約40mと近くにある申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
なお申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和3年4月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。
造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については浄化槽から新設の集水枡を経由し、申請地南側に存在する既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。
また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。
当該申請地は、第1種農地と判断され、農地転用等が制限される土地ですが、集落に接続しており、農地転用の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（農地法施行

規則第33条第4号)」に該当しており、他に適当な土地もなく、周囲への影響も無いことから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番及び4番の審議につきましては、別々に審議をしたいと思います。
まず初めに3番の案件について承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番の案件については原案通り承認といたします。
それでは、申請番号4番の案件について承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番の案件については原案通り承認といたします。
次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

林博子委員 13番。申請地は、鳴門地方卸売市場の南東に位置する農地です。
借人は、申請地の近くで甘藷の栽培、及び加工・販売を行っています。事業を拡大するにあたり、現在借りている加工場が狭く不便であったため、甘藷の搬入や貯蔵にも便利である申請地を転用することとなり、今回の申請となりました。
事業計画では、周囲にコンクリート擁壁を設けて山土にて造成し、建物完成後にアスファルトで舗装します。給水については東側の既設水道管から取り込み、排水については合併浄化槽で処理して東側の水路に放出する計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局長 申請地は、鳴門地方卸売市場から南東へ約700mに位置しており、10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。
転用目的が農産物の加工場であるため、原則として許可をすることができない第1種農地の転用であっても、例外的に許可をすることができます。
借人は、申請地の近隣で甘藷の栽培、及び加工・販売を行っています。事業を拡大するにあたり、現在借りている加工場が狭く不便であったことから、自社で加工場を建設することになりました。建設場所は、代表者の父である貸人から既に利用権設定により借り受けており、自社で栽培する甘藷の搬入や貯蔵にも便利である申請地を転用することとなり、今回の申請となりました。

なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和4年2月に今回の申請と同目的で用途変更申請がなされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、周囲にコンクリート擁壁を設けて山土にて造成し、建物完成後にアスファルトで舗装します。給水については東側の既設水道管から取り込み、排水については合併浄化槽で処理した後、東側の水路に放出する計画であり、里浦土地改良区の同意を得ております。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか？

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番については原案通り承認といたします。

次に、申請番号6番及び7番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員

3番。申請地は、極楽寺の南に位置する農地です。

貸人は県外に住んでおり、身内に耕作者も居ないため、申請地の管理に困っていました。この度、太陽光発電設備の設置場所を探していた借人との間で賃貸借の話がまとまり、今回の申請になりました。

事業計画では、盛り土せず転圧のみ行い、周囲にフェンスを新設することで被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局長

申請地は、極楽寺から南へ約660mに位置しており、周囲を県道鳴門池田線、JR高德線、及び雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

貸人は県外在住で、身内に耕作者も居ないため、申請地の管理に困っていました。この度、太陽光発電設備の設置場所を探していた借人との間で賃貸借の話がまとまり、今回の申請になりました。

事業計画では、ソーラーパネルを224枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年2月に別の事業者が10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けた後、借人への事業譲渡に係る変更認定は令和4年2月に下りています。四国電力株式会社との系統連系契約は、令和元年12月に成立しております。

事業計画では、盛り土せず転圧のみ行い、周囲にフェンスを新設することで被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。申請番号6番及び7番の審議につきましては、別々に審議をしたいと思います。

まず初めに申請番号6番の案件について承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号6番の案件については原案通り承認といたします。
続きまして、申請番号7番の案件について承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号7番の案件については原案通り承認といたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 3件>
 ・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

竹村委員 8番。申請者は大麻町で梨を生産する農家です。
申請地には梨を栽培しており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案通り承認といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

平瀬委員 14番。申請者は大津町で水稲及び野菜を生産する農家です。
申請地は、水稲及び野菜が栽培され、一部が「▲▲▲▲」へ賃貸借されています。
今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案通り承認といたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

濱堀委員 11番。申請者は大津町で甘藷及び大根を生産する農家です。
申請地も甘藷及び大根を栽培しており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案通り承認といたします。
以上で議案第4号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局長 <5. 報告事項 21件>

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 10件 |
| ②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 1件 |
| ③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 5件 |
| ④農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 | 1件 |
| ⑤農地法18条第6項の規定による通知について（経営基盤法） | 3件 |

谷口会長 　　ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
　　無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認すること
　　といたします。

　　以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

　　その他、何かございますか。事務局、何かありますか。

事務局次長代理 　　一点だけご報告させていただきます。

　　農業委員の公募について最終結果を報告させていただきます。公募期間につきましては、
　　今月10日をもちまして期間終了となりました。

　　その結果、候補者は1月農業委員会でお伝えさせていただいた「●●●●」氏の1名の
　　みであったことを報告させていただきます。

　　なお、今後のスケジュールでございますが、現在開催されております鳴門市市議会に
　　て市長から市議会に「●●●●」氏の報告を行い、市議会の同意をいただいて3月下旬
　　に任命を行う予定となっております。事務局からのその他報告事項は以上です。

谷口会長 　　他にございませんか。それでは、これをもちまして令和4年2月の総会を終了いたします。
　　ありがとうございました。

閉会 14時46分

令和4年2月25日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 竹 村 昇

議事録署名者 中 井 弘